

(案)

工事監理業務委託契約書

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 1. 業務名称 | | | | | | | | | | | | |
| 2. 履行場所 | | | | | | | | | | | | |
| 3. 履行期間 | 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで | | | | | | | | | | | |
| 4. 委託金額 | 百万 千 円 □ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円) | | | | | | | | | | | |
| 5. 契約保証金 | <input type="checkbox"/> 契約保証金の納付 (円) <input type="checkbox"/> 保証事業会社又は金融機関の保証 <input type="checkbox"/> 有価証券等の提供 <input type="checkbox"/> 免除 (公共工事履行保証証券による保証) <input type="checkbox"/> 免除 (履行保証保険契約の締結) <input type="checkbox"/> 免除 | | | | | | | | | | | |
| 6. 適用除外条項 | | | | | | | | | | | | |

上記の委託について、発注者と受注者は、別添の条項（適用除外条項は、上記 6 の通り。）によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 所在地 大阪市中央区今橋 2 丁目 3 番 21 号

名 称 大阪府住宅供給公社

代表者氏名 理事長

印

受注者 所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(総則)

- 第1条 受注者は、別冊工事請負契約書及び図面、設計並びに工事監理仕様書（別冊の建築（又は設備、土木等）工事監理委託業務共通仕様書、工事監理業務委託要項書、補足説明事項及びこれらの図面に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に基づき、その工事が円滑かつ完全に施工されるよう請負者を監督指導するものとする。
- 2 受注者は、別冊の工事監理仕様書に基づいて、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を処理し、常に施工状況を把握しなければならない。
- 3 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その委託金額を支払うものとする。

(契約の保証)

- 第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、委託金額の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- (1) 契約保証金に代わる担保となる発注者が認めた有価証券等の提供
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証
- 2 前項の規定に係わらず次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- (1) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (2) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- 3 受注者が第1項第2号及び第2項各号のいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第31条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第2項第1号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証証券を発注者に寄託しなければならない。
- 5 委託金額の変更があった場合には、契約保証金が変更後の委託金額の100分の5に達するまで、発注者は、契約保証金の増額を請求することができ、受注者は契約保証金の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- 2 受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

- 第4条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、発注者の承諾なく、この契約の履行を行う上で得られた設計図書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ複写させ、又は譲渡してはならない。

(業務実施計画表)

- 第5条 受注者は、この契約締結後遅滞なく設計図書に基づき業務実施計画表を作成した上で、発注者に提出し、その承認を受けるものとする。

(一括再委託等の禁止及び誓約書の提出)

- 第6条 受注者は、業務の全部を一括して、又は工事監理仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面による発注者の承認を得なければならない。ただし、発注者が工事監理仕様書において指定した軽微な部分を委任し、請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 3 前項の規定により業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合において、受注者は、大阪府又は発注者の指名停止・入札参加停止措置を受けている者（ただし、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしたことにより指名停止・入札参加停止措置を受けたものを除く）、大阪府から入札参加除外者又は誓約書違反者の指定を受けている者及び発注者から入札参加除外措置を受けている者並びに第26条第10号アからエに該当する者を、受任者又は大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱（以下「暴力団排除措置要綱」という。）第2条第8号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）としてはならない。

- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- 5 受注者は、第2項の規定により、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、その第三者から暴力団排除措置要綱第13条に規定する誓約書を徴取し、発注者に提出しなければならない。
- 6 受注者が、大阪府から入札参加除外者若しくは誓約書違反者の指定を受けている者、発注者から入札参加除外措置を受けている者又は第26条第10号アからエに該当する者を受任者又は下請負人等としていると認められる場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(監督職員)

- 第7条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。
- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののはか、工事監理仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 発注者の意図する業務を完了させるための受注者又は受注者の主任監督員若しくは監督員に対する業務に関する指示
 - (2) この契約書及び工事監理仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の主任監督員若しくは監督員との協議
 - (4) 業務の進捗確認、工事監理仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
 - 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を監督職員に、この契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を受注者に、通知しなければならない。
 - 4 この契約書に定める書面の提出は、工事監理仕様書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(受注者の監督員)

- 第8条 受注者は、委託業務の履行にあたり工事監理仕様書の定めにより、監督員を現場に常駐又は派遣させるものとし、うち1名を主任監督員と定め、書面をもって発注者に氏名を通知しなければならない。ただし、発注者の書面による承認を得た場合は他の工事現場と兼務することができる。
- 2 受注者は、監督員を変更した場合は遅滞なく発注者に通知し、承認を得なければならない。

(監督員に対する異議)

- 第9条 発注者は、受注者の監督員のうち工事の監督又は指導について著しく不適当と認められる者があるときは、その理由を明示し、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を速やかに発注者に通知しなければならない。

(履行報告)

- 第10条 受注者は、工事監理仕様書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

- 第11条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）を、受注者は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 受注者は、業務の完了後、工事監理仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
 - 3 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(工事監理仕様書等の変更)

- 第12条 発注者は、必要があると認めるときは、工事監理仕様書又は業務に関する指示（以下「工事監理仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、工事監理仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第13条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第14条 受注者は、自己の責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第15条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、委託金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

3 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(履行期間及び委託金額の変更方法)

第16条 履行期間及び委託金額の変更については、発注者と受注者とが協議の上、速やかにこれを定めるものとする。

(一般的損害)

第17条 業務の完了の前に、業務を行うにつき生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第18条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査及び引渡し)

第19条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、工事監理仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が業務報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。

4 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならぬ。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(委託金額の支払い等)

第20条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、委託金額の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、受注者からの適法な請求書を受理した日から40日以内に委託金額を受注者に支払わなければならない。

3 発注者が自己の責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

4 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により、第2項若しくは次条5項の規定による委託金額又は部分払金の支払が遅れたときは、未支払金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算

して得た額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

(部分払)

- 第21条 受注者は、業務の完了前に、出来形部分に相応する委託金額相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中1回を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、工事監理仕様書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、受注者からの適法な請求書を受理した日から40日以内に部分払金を受注者に支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算出する。この場合において第1項の委託金額相当額は、発注者と受注者とが協議の上、速やかに、これを定めるものとする。
部分払金の額 = 第1項の委託金額相当額 × 9/10
- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「委託金額相当額」とあるのは「委託金額相当額から既に部分払の対象となった委託金額相当額を控除した額」とするものとする。

(部分払金の不払に対する受注者の業務中止)

- 第22条 受注者は、発注者が第21条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託金額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(債務不履行に対する受注者の責任)

- 第23条 受注者がこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、受注者が自己の責めに帰すべからざることを立証したときは、この限りでない。
- 2 前項において受注者が負うべき責任は、第19条第2項又は第21条第3項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 第1項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第19条第3項の規定による業務報告書の引渡しを受けた日から本件建築物の工事完成後2年以内に行わなければならない。ただし、その違反が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求ができる期間は、業務報告書の引渡しを受けた日から10年とする。
- 4 発注者は、業務の完了の際に受注者のこの契約に関して違反があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該履行の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその違反があることを知っていたときは、この限りでない。
- 5 第1項の規定は、受注者の契約違反が工事監理仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

- 第24条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条、第26条、第26条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に完了しないとき。
- (3) 主任監督員を配置しなかったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第26条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができます

- (1) 第3条の規定に違反してこの契約から生じる業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約から生じる業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第28条の規定によらないで受注者からこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 第6条第6項の規定により、発注者から委任または下請契約の解除を求められた場合において、受注者がこの求めに応じなかったとき。
- (10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ウ 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（以下「利益の供与」という。）をしたと認められるとき。そのほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をしたと認められるとき。
 - エ 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - オ アからエのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、第6条第2項の規定により第三者に委任し、又は請け負わせようとするときの契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。

第26条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項（同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提訴されたときを含む。）
- (5) 大阪府住宅供給公社の競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
- (6) 第6条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

(発注者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限)

第27条 前3条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前3条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の解除権)

第28条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第12条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第13条の規定による業務の中止期間が履行期間の2分の1(履行期間の2分の1が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(解除の効果)

第29条 この契約が解除された場合には、第1条第3項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第21条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

(解除に伴う措置)

第30条 受注者は、契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第25条、第26条又は第26条の2によるときは発注者が定め、第24条又は第28条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の制限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 3 業務の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第31条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第25条、第26条又は第26条の2の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、委託金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第25条、第26条又は第26条の2の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰するべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託金額から既履行部分に相応する委託金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第31条の2 受注者は、この契約に関し、第1号から第4号までのいずれかに該当するときは、賠償金として、委託金額の100分の20に相当する額を、第5号に該当するときは、賠償金として、委託金額

の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、又、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
 - (3) 第26条の2第4号に規定する刑が確定したとき。
 - (4) 第26条の2第5号に該当したとき。
 - (5) 第26条の2第6号に該当したとき。
- 2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超える場合には、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第32条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- (1) 第28条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第20条第2項及び第21条第5項の規定による委託金額の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(相殺)

第33条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、委託金請求権及びその他の債権と相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(履行期間の特約)

第34条 この契約の履行期間は、あらかじめ、頭書の期間とする。ただし、発注者が工事請負者から目的物の引継ぎが履行期間内に完了しないときは、目的物の引継ぎを完了した日とする。なお、この場合に委託金額に変更のないときは、第14条の規定にかかわらず履行期間の変更を行わないことができる。

- 2 受注者は、工事請負契約書に定める契約不適合責任については、発注者の指示に従い処理にあたらなければならない。

(個人情報の保護)

第35条 受注者は、この契約の履行にあたり、設計図書に定める「個人情報に関する事項」を遵守しなければならない。

(疑義等の決定)

第36条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書に関して疑義が生じたときは、必要に応じて発注者と受注者とが協議の上、これを定めるものとする。